

らい。でも四十七番目ですよね、最下位ということで。だけど、これがあと二十五年もたつと四十万人になるわけですよね。もう随分減ってしまふ。四十四万人という、私は今大阪の枚方市に住んでいるんですけど、四十四万人の人口ですよね。それから高松市も大体四十四、今ぐらいになりますよ。県がなくなっちゃうわけですね。

そういうようなことも含めて、やっぱり東京に集中する人口を全国に、要するに三十八万平方キロしかないわけですよね、アメリカのモンタナ州の大きさしかないですから、人口を散らばせると「う」とは必要なこと。

そういう意味で、これはもうお答えはいいですけど、こういう地方活性化ということで進めていかれるときに、いわゆる短期的な試みとそれから長期的な提案というか、そういう短期と長期と、取りあえず地方を元気にするためにカンフル剤的にもうすぐに手を打つていかなきやいけないというようなことをやつしていくという意味においては、今取り組んでおられるいろいろな、町づくりをしていこうとか、あるいはまた地方にプレミアム商品券をどうのこうのとか、あるいはまた箱物を造つていこうとかということ、しかし、これ五年もたつたらぼしやつちやいますよ。これも前からもう同じことを繰り返しているんですね。だから、そういう意味で、それはそれとして、

私は無駄だと言いません。それはそれで短期的な視野と視点と、それからもう一つ、長期的な視野。要するに、事業がそれぞれの地方に根差すというような、例えばこれから技術というのは、前も申し上げましたけど、最先端医療技術とか再生技術だとかエネルギー技術だとか、それから、あるいはまたロボット技術だとかバイオ技術とか、もういろいろあるわけですよ。そういうようなものを全国、どう三十年後に、あるいはまた二十年後に花を咲かせるかという、短期と長期に分けて対策というか……

○委員長（大島九州男君） 時間ですので、そろそろおまとめをいただきたいと思います。

○江口克彦君 政策というものを考えていかないといけないというふうに思います。お答えは結構です。

ありがとうございました。

○委員長（大島九州男君） 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○委員長（大島九州男君） 速記を起こしてください。

○蓮舫君 民主党の蓮舫です。

まず、菅官房長官に、通告はしていないんですけど、今朝の毎日新聞の一面で自民党参議院議員の政治と金が大きく報道されています。JA全中出

身の自民党の参議院議員関連四団体が六年間で三百九十四回、一月平均五・五回の政治資金パーティー、五・五億の収入を得ています。ただ、八割に本人は欠席、場所は出身団体のJABビルの会議室、チケット購入者は国の補助金を受けたJAグループ団体などですが、これは聞いていて適切ですか。

○国務大臣（菅義偉君） 私も今日、朝、新聞報道で知りました。事実関係全く知りませんので、答えることは控えたいと思います。

○蓮舫君 形式的にパーテイーの形を繕つた実態は政治献金で、脱法的と取られかねないんですね。今、どうしても漏れた年金とかあるいは安保法案の違憲とか、いろんな部分で政治に対する国民の目が厳しくなっているときに、また政治と金の問題ですかと。特に安倍内閣は、もう既に経産大臣、農水大臣が金の問題でお辞めになられていますので、こういったことがもう一度と起きないよう徹底していただきたいと思いますし、我々は政治資金規正法の改正案を衆議院にも出しておりますので、内閣からもそういう改革案をしっかり出していただきたいと思いますが、いかがですか。

○国務大臣（菅義偉君） この問題については、それぞれ政党、各会派で決めることがだとうふに思います。ただ、政治家、政治資金規正法に基づいて行動しなきやならないというのは、これは

何人も同じだと思います。

○蓮舫君 今回の漏れた年金記録問題、官房長官は、機構全体のセキュリティーに対する認識の甘さ、職員のモラルが問われる問題が生じており、

日本年金機構という組織として様々な点について抜本的見直しをする必要があると機構を厳しく批判されていますが、機構だけの問題でしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 第一義的には、これは年金機構がやはり責任を持つて対応することだろうというふうに思っています。

○蓮舫君 確かに、機構のサイバー攻撃に対する問題認識の低さ、あるいは職員の規律のなさ、組織としての問題は、これは大いにあります。ただ、官房長官は機構を批判して、あたかも自分たちの政府、厚労省には問題がないかのように聞こえかねないんですね。

最初の攻撃、感染から厚労省の審議官まで報告が届いたのは十七日たっています。係長が一人で抱えていた。しかも、ほかの同じクラスの職員にメールCCで実は情報を送っていたということも明らかになっています。

つまり、どうしてそこでどしまって上に上がらなかつたのか。こうした厚労省内の職員の問題意識のなさ、情報管理の不徹底、厚労大臣の監督責任はないんでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 私は、厚生労働省に責

任がないという話は一切言つておりません。厚生労働省は年金機構を監督するところでありますので、そこは当然しっかりと対応すべきだったというふうには思っています。

○蓮舫君 では、厚労大臣にはどんな責任がありますか。

○国務大臣（菅義偉君） まず、年金機構で流通した名簿、また流出された方々に対して第二次被害が起きないようにすること、さらには、この問題を徹底をして検証して、一度と再びこうしたことがないようになります。そうしたことは私は必要だと思っています。

○蓮舫君 官房長官がこの情報を最初に聞いたのが、随分遅きにして二十九日でした。そのときに、厚労大臣にはどんな指示を出しましたか。

○国務大臣（菅義偉君） 私は、二十九日の夕方、これ聞きました。そして、当然これは、まず最初に思い浮かべたのが第一次安倍政権のときのあの社会保険庁の対応でした。

ですから、ここにまづ全容を把握することが大事だと思いました。ですから、NISCに対しても同時に、この全容把握に厚生労働省と協力してまづしっかりと対応するように、そして二次被害が起きないような体制を取るように、そういうことを私は指示しました。当然、大臣とも情報交換しています。

○蓮舫君 いや、官房長官 具体的にどうすれば

○蓮舫君 全容解明と二次被害を防ぐ、それは本当に正しいと思います。その厚労大臣との情報共有、指示というのは、官房長官としての指示ですか。

○国務大臣（菅義偉君） 厚労大臣がこれ責任でやるわけでありますけれども、私はNISCの責任者でありますので、こういう対応をという話をさせていただきました。

○蓮舫君 他方で、官房長官はサイバーセキュリティ戦略本部長。政府代表として、全ての省庁、行政機関のサイバーテロ、何かあつたときの責任者です。このような事態が発生して、事前及び事後も含めてこれから検証もされるとは思いますが、サイバーセキュリティ対策責任者としてその役割は十分に果たしていると自負されていますか。

○国務大臣（菅義偉君） 今、厚生労働省で第三

な事態を把握をして、気を付けるようにという指示をしたと。そこから今日までの間に助言もしているわけですがれども、具体的に、いつ、どうすればこのことが防げたのかどうか、そういうことも含めて検証を今してもらっていますので、そうした検証結果を踏まえてこれは対応しなきやならないというふうに思います。

防げたのかは簡単なんです。八日にN I S Cが厚労省を通じて機構に不審な通信のやり取りが行われている、すなわちウイルスに感染して情報が漏れている可能性があるのがその瞬間に大臣に上がつていれば、長官に上がつていれば、それはサイバーセキュリティ戦略本部を緊急に招集して、そして横並びのしつかりとした連携が取れたのではないか。

○国務大臣（菅義偉君） N I S Cは政府全体も見てるわけでありますので、第一義的には当然年金機構ですね、年金機構においても様々なウイルスにかかった場合の対応する会社もあるわけでですから、そこで対応するというのがこれは当然じやないでしようか。

○蓮舫君 その対応が駄目だったことが後から後から明らかになりました。うそをついていたということも明らかになっています。

八日に感染、十八日までには百通を超える不審メールが受信されています。十九日には警察に捜査依頼、翌二十日にも大量の不審メールが来ています。二十一日にN I S Cから二回目の通報が機構にもたらされている。でも、情報はその間漏えいされ続けても、官房長官は知らなかつた、サイバーセキュリティ担当大臣でありながら知らなかつた。

これは、この間の責任は、官房長官は情報が上

がつていなかつたから対策が取りようがなかつた、だから自分には責任がないという認識でしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） ここは、厚労省を通じてN I S Cはその対応について様々な助言をしていましたということはこれ事実ですよ。

結果としてこののような大量流出を招いたという、ここについては私は本当に申し訳ないというふうに思いますが、今N I S Cの機能で、先ほど申し上げましたけど、検証をしていただいている中で、もしこうだつたらどうなるのか、そういうことを検証結果が発表された後に、そこはしつかり対応する必要があるというふうに思います。

○蓮舫君 国家公安委員長に伺います。

警察に捜査が依頼されたのが十九日、警察から機関に情報漏えいの報告がなされたのが二十八日、大臣がこの情報を知ったのはいつですか。

○国務大臣（山谷えり子君） 本件事案につきま

しては、五月二十八日夕刻に警視庁から警察厅に

対し日本年金機構からの情報流出のおそれについて報告がなされたことから、警察厅において所要の事実確認を行つた上で、翌二十九日に私に対して報告がなされました。

○蓮舫君 そういう警察に捜査依頼があつたこと

も、しかも国民の年金情報を扱つておる機関の情

報漏えいの可能性です。そして、二十八日にもう既に警察は機関に漏れだと報告をしているのに、

大臣には二十九日に上がつてきた。適切な報告でしょか、その日時が、時間的に。

○国務大臣（山谷えり子君） 本事案については、本年五月十九日、日本年金機構から警視庁に対し同機関に対する標的型メール攻撃により職員の使用する端末が不正プログラムに感染した旨の通報がなされ、警視庁において所要の捜査を行つていたところであります。私への報告は、したがいまして、適切であつたと考えております。

○蓮舫君 年金情報が大量に漏れ、犯罪につながるリスクは非常に大きいです。

しかも、山谷大臣はサイバーセキュリティ戦略本部の副本部長でありますね。早い段階で山谷大臣にこの捜査情報が入つていたら、二十五日には開かれたサイバーセキュリティ戦略本部、そのときには副本部長からきつちり報告が上げられたんじやないです。

○国務大臣（山谷えり子君） 繰り返しになりますけれども、警視庁において所要の捜査を行つて、その後、私に報告がなされたところであります。

○蓮舫君 いや、そのときに知つていれば、十九日の捜査、そのときに知つていたら、二十五日のセキュリティ戦略本部のときに副本部長としてしつかり報告をして、菅官房長官にもお伝えをして、政府として横の連携を取つて、日本年金機構の今

たんではないですか。

○国務大臣（山谷えり子君） 必要な所要の捜査を行つてはいたところでありますので、私に対する報告は適切な時期であつたと考へております。

○蓮舫君 では、二十九日に聞いたことが適切な報告、その前に聞いていたら被害はもつと未然に防げたとは思わなかつたということですね。

○国務大臣（山谷えり子君） 様々な状況がござりますので、仮定のお話についてお答えするのは控えさせていただきたいと思います。

○蓮舫君 いや、警察も情報を上げていない、厚労省も情報を上げていない、大きな仕事をしませんけれどもNISCも情報を上げていない。そして誰も知らない中で、サイバーセキュリティ戦略本部が、まさに足下で百二十五万件以上もの情報が漏れている、その日そのときに戦略会議を行つてはいる。これ、随分間抜けな話だと私思います。そして、二十五日の会議では、サイバー空間が第五の安全保障空間、戦略本部が司令塔となり、関係各位が緊密に連携し、省庁の垣根を越えて実効ある取組を着実に前に進めていくことをお願ひします。安倍総理の締めくくりの挨拶ですよ。

足下で情報だら漏れで、消えた年金で大変痛い思いを多分されたと思ひます。今回、漏れた年金、足下で起つているのに誰も知らないで、総理がこういう空々しいような挨拶文で会議を締めてい

る。これ、菅本部長の責任というのではないんでしょか。

○国務大臣（菅義偉君） 年金は漏れていないと思います。漏れているのは情報じやないでしようか。いずれにしろ、情報にしろ、百二十五万件のものが漏れたことについては大変申し訳ないといふふうに思つております。

今、私たちやるべきことは、検証をしつかり行ってはいただいて、二度と再びこうしたことを行わないように対応を取ることを行なうことが私どもの今の一番の仕事だといふふうに思います。

○蓮舫君 失礼しました。年金は漏れていません。年金情報が漏れています。ただ、二次被害でいうと、そこから年金そのものが被害に遭う可能性は否定はできませんので、その部分は危機感は共有をさせてください。

現行法では、NISCは異常な通信を検知した後、対象省庁に通報はするんですね。ただ、その後どうなつたか、事後連絡を自らするといふふうにはなつていないんです。省庁から相談の要請が来たときに初めて助言、相談に応じることができるとんですね。

だから、これはやはりそういう立て付けではなくて、通知をしたら、通報したら、必ず時間を置いて確認をし続ける、要請がなくても助言をし続ける、判断して主体的に人を送り込むことができ

るようになっていく、あるいは対象を政府関係法人まで私は広げていただきたいと、これは要請をさせていただきます。

その上で、日本年金機構に伺います。

これまでの説明は虚偽だつたんでしょうか。五月二十九日に全ての拠点でインターネットを遮断した、間違いですか。

○参考人（水島藤一郎君） まず、先ほどもおわりを申し上げましたが、六月九日の答弁で大混乱を生じさせまして、深くおわびを申し上げます。

日本年金機構のLANシステムでございますが、この外部接続に関しましては、統合ネットワークを通じました外部接続のほかに……（発言する者あり）はい。統合ネットワークを通じた外部接続が一つでござります。もう一つございまして、旧社会保険庁時代からの独自のインターネット回線が存在をいたしております。このインターネット回線は、統合ネットワークに参加後もメール送受信専用回線として使用してまいりました。したがいまして、インターネットにつながる回線は二つあつたということです。

五月二十九日に遮断をいたしましたのは統合ネットワークに通ずる回線でございますが、今回の情報流出は、統合ネットワークを通じた外部施設からの不正アクセスによる大量の通信によるものでございました。

メールの方は、一定のデータ量を超えて外部にデータを送信できません。不審メールを受信しても、添付ファイルを開けないよう職員にこの間ずっと徹底をしてまいりましたので、独自専用回線については遮断をしなかつたということです。

○蓮舫君 つまり、五月二十九日に全てのインターネットは遮断していなかつたということです。

二つあって、一つは遮断をして、一つは六月四日までメール専用の回線を生かしていました。

夫だったんですか。

○参考人（水島藤一郎君） このメールの統合ネットワークの回線とメール回線の外部に通信する際の極めて大きな違いでございますが、メールの通信の場合にはファイルを自動的に暗号化をいたします。後からパスワードを送りまして、そして開けるという仕組みになっております。したがいまして、こういうような仕組みを全て突き破ると

いうようなことができれば別でございますが、このメール専用回線からの情報流出のリスクは極めて低いというふうに判断をしていた次第でござります。

○蓮舫君 メール専用の回線はセキュリティが掛かっている。でも、今回狙われたメールの攻撃ウイルスは、何でこのメール専用回線じやなかつ

たんですか。何でセキュリティが守られていない統合ネットワークの方でメールをやつていたんですか。メールはこちらの回線に特化していればよかつたんじゃないですか。

○参考人（水島藤一郎君） 統合ネットワークに接続しております回線はメール機能は持つております。メール機能……

○蓮舫君 ちょっと待って。

済みません、ウイルスに感染をして狙われたのはどちらの回線ですか。

○参考人（水島藤一郎君） メールが入つてまいりましたのはメールの回線から入つてまいりまして、そこで感染をいたしまして、いわゆる統合ネットワークの回線、この統合ネットワークはウェブ閲覧の機能がございます、この回線を通して情報は流出していたというふうに考えております。

○蓮舫君 つまり、統合ネットワークとメール専用の回線は二つだと言いながら、実はつながつていた。そうすると、統合ネットワークの回線を遮断しても、こちらのメールの回線を生かしていたら、それは引き続き情報が漏えいするリスクが残っていたんじゃないですか。

○参考人（水島藤一郎君） したがいまして、統合ネットワークに行く回線を遮断をいたしました。したがいまして、不審メールが入つて万々一開封が行われたとしても、情報が流出していくルート

は閉じられておりますので、したがいまして、そこからは情報が流出しないということです。

○蓮舫君 では、六月四日までつなぎつ放しにしていたメール回線は、そこから来た添付ファイルリティーを掛けているということです。

○蓮舫君 では、六月四日までつなぎつ放しにしていたメール回線は、そこから来た添付ファイルで感染をしたりウイルスに汚染はされていないと断言できますか。

○参考人（水島藤一郎君） 現在、その間、もちろんモニタリングをしておりますので、その間に確認はされておりません。不審なメールが来たというような事態については確認をされております。

○蓮舫君 ないということによろしいですね。

○参考人（水島藤一郎君） それは徹底的に調査をしないとゼロということではないかと思いますが、これはもちろん調査をするつもりでございました。ただ、やはり機構のやり方を見ていると、全てが大きな事態に遭遇をしていますから。年金という国民にとって最も大切な機微な情報ですから。

ただ、やはり機構のやり方を見ていると、全てが後手後手に回っていて、その間の国民の情報が最も軽んじて扱われていると思ってならないんです

ね。

しかも、情報が漏れて被害を受けたのは国民ですけれども、その国民に対する、いわゆる漏れた情報の対策費は、これはちょっと確認をしますけれども、誰が払うんですか。

○国務大臣（菅義偉君） これは厚生労働省の方で、法令上の規定だと過去の事例、そうしたものを考える中で検討をするということになると思います。

○蓮舫君 一万五千人に漏れた年金情報がありますという郵送を既に送っています。それだけで百二十万円。百二十五万件全員が員数だとは思いますが、仮に百二十五万人とした場合に、郵送費八十円を掛けると、それだけで一億掛かります。郵便代だけです。電話相談、コールセンターの経費が今発生しています。一日千人、その体制。平時のコールセンターの業務委託契約を見ると、オペレーター等の一日平均は百三十人体制、年に掛かっているお金は十三億です。これ千人になると、単純計算で月八億、年百億。しかも、今電話相談の時間を長くして、土日もやっていますから、これはもつと膨らみます。しかも、政府として新聞広告等、様々な広告費も掛かっています。一体幾ら掛かるのか分からぬ。誰が払うんですか。

○国務大臣（菅義偉君） まず、ありとあらゆる

対策を打って第二次被害を防ぐということ、「ここは全力を擧げるのがまず政府の責任だというふうに思います。

そしてまた、今支払の件でありますけれども、これは厚生労働省の方で、当然、今までの中で法令上の規定、これはあると思います。また、過去の事例、こうしたことを踏まえて検討していくことになるだろうというふうに思います。

○蓮舫君 いや、検討も何も、機構の収入を見ますと、二十五年度決算は一千九百五十七億円なんですね。財源構成を見ると、機構運営費交付金千六百八億、年金等事業運営費交付金千三百四十二億つまり、国庫財源の税が五四%、国民が納めた年金保険料財源が四五%、自己収入は僅か三億しかないんですよ。

つまり、厚労省においてということは、これ日本年金機構が払う話になりますから、税か保険料なんですね。これ国民納得されますか。

○国務大臣（菅義偉君） いずれにしろ、今検証作業を行っています。検証を行って、いろんな事実がこれ当然明らかになってしまいますので、そういう中でこれは判断することになるんだろうというふうに思います。

○蓮舫君 いや、他方で、厚労大臣ははつきりしましたよ。政務三役の歳費は返上するんですかと言つたら、政府として、監督責任からそれなりのけじめは付けると言いました。

その費用については、先ほど来申し上げましてありますけれども、過去の事例だと、厚生労働省の方で法令の規定、それに基づいて対応していくことになるだろうというふうに思います。

○蓮舫君 税だとも保険料だとも答えづらいのは分かります。私たちも政府にいたときに、そういう機微な質問が来たときに何て答えようかというのではなく、やはり悩ましいですよ。だけど、二次被害を防ぐための対策は取らなければいけない。

だから、私、実はこの間の厚生労働委員会で理事長に御提案を申し上げたのは、せめて漏れた年金情報の解決の糸口が見えるまで、今理事長は月収が百十一万、副理事長九十万、理事が八十二万、監事が七十万、それに年二回のボーナス、少なくともこれを自主返納すべきではないかと何度もお願いをしたんですが、自主返納はしないということがでした。それは適切でしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） いずれにしろ、今検証作業を行っています。検証を行って、いろんな事実がこれ当然明らかになってしまいますので、そういう中でこれは判断することになるんだろうというふうに思います。

○蓮舫君 いや、他方で、厚労大臣ははつきりしていましたよ。政務三役の歳費は返上するんですかと言つたら、政府として、監督責任からそれなりのけじめは付けると言いました。

官房長官、政府全体として、やっぱりこの漏れ

た年金記録、いざれは税金か保険料で対策をせざるを得なくなるわけですから、国民から批判が当然当たるわけですから、その前に官房長官も含めて、総理も含めてしっかりと歳費を返上すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 当然、政府として、これ責任を私ども感じておりますので、そうしたことも含めてこれは当然検討はしたいというふうに思います。

○蓮舫君 消えた年金、この問題のときに官房長官は総務大臣でした。あのときはやはり政府を挙げて大変な事態だったと。我々も様々な追及はしましたけれども、改善案も様々提言をしてきました。

その中で、菅官房長官は平成十九年六月に年金記録確認第三者委員会を設置しました。これ、本來は厚労省がやるべき消えた年金情報を本人の元に突合する、年金をお戻しをする作業、これ厚労省がやるものと總務省にあえて設置をしました。設置法を作った。これは私は知恵だと思っていましたが、何で厚労省やなくて總務省が記録をあせんすると決められたんだじょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 私は、この報告を二十

九日の夕方受けたときに、第一次政権のときの社会保険庁のことをすぐ思い浮かべました。そして同時に、当時のことを考えますと、事実が次から

次へと覆されるというんですか、出てきましたので、私は、まず全体を、「これはNISCも入れてしっかりと現状を把握すること、そしてとにかく、二次被害になつたら、これは大変なことになりますので、そこを、被害を受ける対応策をまず早急にやるべき」ということの指示をいたしました。

当時、私、総務大臣のときにこの第三者委員会をつづつたわけでありますけれども、厚生労働省内においてそうした監視することが國民から信用できなくなつたというふうに思つていますし、私ども政府としても、当時の厚生労働省に任せておいても、やはり自信がないというんですか、信用できない状況でありましたので、總務省で受けたということであります。

○蓮舫君 信用できないという判断、私は当時正しかつたと思います。その後、続けたのも正しかつたと思います。

ビーグからしますと非常に受付件数も少なくなつてきているということで、一方、年金事業運営改善法という法律がこれ国会で成立をしまして、本年四月から厚生労働省に順次事案の処理を移しているということであります。

ただ、總務省の第三者委員会が廃止されても、不利益が國民の皆さんに及ばないよう、政府として対応するための様々な監視の委員会等も含めてつづつて、ここはしっかりと対応していくというふうに思います。

○蓮舫君 いや、法律ができたから急に体質が、組織が日まぐるしく変わるというものではないんですね。社保庁から日本年金機構、これ第一次安倍内閣で決められました。でも、その移行をつかさどつたのは私たちの民主党政権です。大変でしたよ。モラルがない、情報を勝手に盗み見する、情報を外に持ち出して犯罪行為を使う、こういう

は第三者機関の立場に立つて、臨時緊急的にこの年金記録の是正に関する、当時、國民の立場に立つて包み隠さずということを私、訓示したことと今思ひ浮かべていますけれども、公正な判断を示すという形で總務省で引き受けました。

昨年までの間に二十七万件の事案を処理しました、十四万六千件の記録回復、これいたしました。

そういう意味で、多くの皆さんの記録回復がされたと思います。

ことが後から後から起きて、当時の自民党に私も相当これは批判をされました。それでも何か軟着陸をやってきて、今回この事態です。だから、消えた年金問題をもう一回ここに戻して大丈夫なんですかという私は危機感を覚えています。

もう一つあります。

二〇一〇年、これ菅総務大臣に学んだのですが、総務省に私たちは年金業務監視委員会を設置しました。やっぱり年金業務に瑕疵があつてはいけないし、ミスがあつてはいけないから、第三者がしつかり監視をする。これ、去年三月に廃止をされました。何で廃止されたんでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 私、総務大臣のとき受けたときは、まさに緊急事態だったというふうに思います。そういう中で、この年金行政に対する信頼回復のために、異例の取組として受けました。しかし、現在、ちょうど二十六年三月末の設定期限、これが到来をしましたので、そしてまた全体として落ち着きを取り戻しましたので、これを終了したということになります。

○蓮舫君 現時点で、終了したことは正しい決断だつたと思いますか。

○国務大臣（菅義偉君） 終了したばかりでありますので、正しいかどうかというのはこれからになるだろうというふうに思いますけれども、いざにしる、一定の国民の皆さんからの不信感もな

くなってきたらどうという中でこれは廃止をしたことになります。

○蓮舫君 いや、廃止したばかりじやなくて、これ去年の三月ですから、既に一年たっているんですね。

物すごくいい仕事をしてきたんですよ、監視委員会は。我々の政権で設置したんですけど、我々にも厳しい。いわゆる運用三号問題も明らかにしてくださいました、あるいは時効特例給付の問題、失踪宣告者に対する死亡一時金問題、中でこつそり処理しようとしたものを表にちゃんと引き出して、議論をして対策を講じてきたのは、私は、監視委員会の役割は大きかったと思うんです。

去年廃止をするときに、郷原委員長を始め委員会として総務大臣に、外部に監視する機関が必要と、あえて意見具申もしています。この意見具申に総務省はどう対処されましたか。簡単に。

○政府参考人（新井豊君） 年金業務監視委員会の二十六年三月三十一日の意見で、御指摘のように、外部有識者による機関設置も含めて検討するなどして、年金行政、年金業務に対する厳しい監視機能を維持していくことが必要と、こういうふうな意見が出されたところです。

この外部有識者による機関の設置につきましては、委員会が活動を終了する平成二十六年三月末の時点で、年金業務を担当する厚生労働省、日本

年金機構ではなく厚生労働省の方に第三者性のある委員会、社会保障審議会の年金事業管理部会が設けられることなど、恒常的な体制が明らかになつていたというところでございます。

したがって、総務省いたしましては、年金行政、年金業務に対する厳しい監視機能を維持するため、行政評価等プログラムにおいて年金業務を明示し、常時情報収集の対象とすると位置付けたところです。

○蓮舫君 いや、外部に委員会を設けると言つたものを厚労省内部に設けちゃ駄目じゃないですか。他方で、総務省も、行政評価プログラムで年金業務の実施状況を常時監視の対象にすると言いましたが、行政評価プログラムは毎年毎年テーマを決めて監視をするんですね。じゃ、この監視委員会を廃止した去年、そして今年、年金業務はこのプログラムの対象になつていますか。

○政府参考人（新井豊君） 先ほど申し上げたとおり、二十六年度、二十七年度のプログラムで、いずれも年金業務の実施状況については常時情報収集することとしております。

また、二十七年度の行政評価等プログラムにおいては、二十八年度以降に着手を検討するテーマとして年金業務の運営を掲げているところでございます。

また一方、さらに、総務大臣から御指示がござ

いまして、年金業務を始めとする各府省業務における個人情報の保護状況につきましては、本年度中に調査を実施してまいりたいとござります。

○蓮舫君 つまり、何もしていないんですよ。

官房長官、外部にやつぱり監視する委員会を設ける、総務省は言われたけれども、厚労省内部に設けるからいい。じゃ、行政評価プログラムでちゃんと見ていく。二十六年度、二十七年度は、常時情報を収集はするけれども監視対象にはなっていません、二十八年度以降に監視対象にしましまうとなつていて。つまり、すっぱり抜け落ちているこの一年間に漏れた年金ですよ。

やつぱり外部、何らかの審査委員会機能を持つたものを検討していただけませんか。

○国務大臣（菅義偉君） いずれにしろ、検証委員会の検証を待つて、様々な対策が必要だというふうに私は考えています。

○蓮舫君 改めて官房長官の御認識を伺いたいのですが、現時点で様々な二次被害の対策措置も講じておられるとは思いますが、国民がこの漏れた年金情報に対してもう不信を持っていない、安心だと感じているとお考えですか。

○国務大臣（菅義偉君） そこは全くそのようには考えていません。

○蓮舫君 我々もその認識です。参議院の厚生労

働委員会あるいはこういう内閣委員会ではきつちり集中審議もやっていこうと。

ただ、残念ながら、衆議院の厚生労働委員会ではこの漏れた年金情報対策の集中審議をしようとしたのを残念ながら自民党の委員長が拒否をして、そして、それよりも最優先だとして労働者派遣法案の審議を昨日強行しました。一部情報によれば、あしたにでも強行採決するというような話も出でました。

派遣労働法の問題はまだあるとは思いますがけれども、優先順位で考えたら、私は、その強行採決を急ぐではなくて、この年金対策を、機構さんにも入つていただいて、しっかりと情報を共有して審議をする方が優先されると思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） これは国会で決めることだらうというふうには思っていますけれども、今日、その年金の集中審議が行われる予定だといふことは私は報告受けています。

○蓮舫君 いや、聞いていないことに一生懸命答えられて、私の質問を忘れられるのはちょっと残念なんですが、申し上げます。

大切なことだから職権で開いたというのは分かりますが、やり方があるんです。そこは与野党が合意をしていないから、片肺で進んでいるんですよ。だから、こういう丁寧な問題、機微に触れる問題だから国会でしっかりとやつていいこうというのは、我々が言っていることは御理解いただけています。このことは、もう一度言っておきますが、今優先すべきことは、私は派遣労働法ではないと思います。

その上で、次にお伺いをいたしますが、先週四日に開かれた衆議院の憲法審査会、参考人としてお越しいただいた三人の憲法学者全員が安保関連法案を違憲と明言しました。どのように受け止めましたか。

○国務大臣（菅義偉君） まず、その前に申し上げたいのは、やつぱり年金問題というのは極めて大事だということで、定例日ではないけれども集中審議を行うことで野党の人も出てきてくれるというふうに思っていますから、そこは私は国会で決められたことだらうというふうに思っています。

今、私が記者会見で申し上げたことですか。

それもう一度、済みません。

○蓮舫君 いや、聞いていないことに一生懸命答えられて、私の質問を忘れるのはちょっと残念なんですが、申し上げます。

大切なことだから職権で開いたというのは分かりますが、やり方があるんです。そこは与野党が合意をしていないから、片肺で進んでいるんですよ。だから、こういう丁寧な問題、機微に触れる問題だから国会でしっかりとやつていいこうというのは、我々が言っていることは御理解いただけています。このことは、もう一度言っておきますが、今優先すべきことは、私は派遣労働法ではないと思います。

その上で伺ったのは、憲法審査会、四日、三人の憲法学者、有名な方たち、高名な方たちです。

全員が安保法制を違憲と言いました。どのように思いますか。

○国務大臣（菅義偉君） それは出席された学者の方の一つの見解だらうと思います。

○蓮舫君 自民党的幹部の方、公明党的幹部の方たちが、この四日の審査会を受けて人選ミスと話をしていますが、これは人選ミスでしようか。

○国務大臣（菅義偉君） 自民党的立場とすれば、私はそうじやないかなというふうに思いました。

○蓮舫君 官房長官は、全く違憲でないと言う著名な憲法学者もたくさんいると述べられましたが、昨日の安保特では三人と言いました。これはたくさんですか。

○国務大臣（菅義偉君） 私に対しての当時の記者会見の御質問ですけれども、三人が反対をしていました。賛成の人もたくさんいますよということを私は申し上げたところです。そして、昨日は三人のお名前を、私、どうですかといふことで三人だけお名前を挙げさせていただきました。その後、また委員会で聞かれたので、私は十人はおりますよという話をしました。

○蓮舫君 では、なぜその方を憲法審査会にお招きしなかつたんですか。

○国務大臣（菅義偉君） それは国会で決める話

だつたと思います。

○蓮舫君 最初に自民党が参考人をお願いした、日本を代表する憲法学者の京都大学名誉教授の佐藤先生ですが、六日の講演で、憲法という土台がどう変わるか分からぬところで政治、司法が立派な建物を築くことはできないと発言した。つまり、合憲だと思つておられませんよね。また、招致をされた長谷部先生も、菅官房長官の違憲でない憲法学者もたくさんいるとの御発言に、本当に疑問を投げかけておられます。佐藤先生や長谷部先生のこの御認識は間違つておられますか。

○国務大臣（菅義偉君） それは、現に私申し上げましたけれども、賛成の方もいるわけでありまづから、一方的に決め付けるということはおかしいと思って、私は賛成の人もたくさん、数多くいますよということを申し上げたんです。

○蓮舫君 官房長官が御存じの方で、賛成の憲法学者は何人ぐらいおられますか。

○国務大臣（菅義偉君） 私は、十人程度という話をしました。

○蓮舫君 既に二百人を超える憲法学者が安保関連法案に反対する声明に名を連ねてあります。国会の審査会で専門家の御意見として審議している法案が違憲という指摘、これはやっぱり謙虚に受け止めて、政府として、この四日の参考人三人の憲法学者の意見を場を設けて私は拝聴すべきだと

思いますが、いかがでしようか。

○国務大臣（菅義偉君） 憲法学者の中でどの方が多数だとか少数だとか、そういうことは重要ではなくて、やはり大事なのは合憲か違憲か、この判断が大事だというふうに思います。まさに憲法の番人は最高裁でありますので、違憲立法審査権を与えられているそこでの判断というのが極めて大事だというふうに思いますし、憲法は国民全体にわたる問題でありますから、様々な分野の方の意見を聞くことは大事だと思います。

○蓮舫君 最高裁の判決が最大の判断だというのは、これは共有をします。ただ、それは法律ができた後に訴えがあつて初めて判断をされるもので、今憲法学者が国会の審査会の場で言つたのは、法案の段階で違憲だと警告を鳴らしていますから、この声に私は政府は謙虚であるべきと思っているんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） 政府としては、有識者懇談会というのを約一年開きました。その中に憲法学者、また政治学者、国際学者、あるいは実務家、元自衛官など、様々な分野の皆さん 의견を聞いた上で、昨年七月、この閣議決定をしたわけでありますけれども、それについては、従来の昭和四十七年の政府見解の基本的論理に基づいて憲法に適合しているということの中で閣議決定をし、その下に今回法案を提出をさせていただいたと」

ろであります。

○蓮舫君 ドイツで総理大臣が、安保法案が合憲との根拠に基づいて砂川判決を挙げました。今回の方案で可能にする集団的自衛権行使容認に関しで、最高裁判決に沿つたものと会見をされました。砂川裁判の最高裁判決は、日本の個別的自衛権を認めたもので、集団的自衛権ではないというのが一般的な学説ですが、集団的自衛権も含むというのが政府見解でしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） まず、今回の法整備に当たっては、先ほど申し上げましたけど、昭和四十七年の政府見解、これの基本的論理は全く変わつていいというふうに思います。

そして、この基本的論理においては、自衛の措置をとることを禁じているとは到底解されないとしていること、憲法の番人である最高裁判所が砂川判決において示した考え方と軌を一つにしておるわけでありますので、総理も、そういう中でこの砂川裁判に総理は言及したんだろうと思ひます。

○蓮舫君 一言言いますが、四十七年の政府見解は、この政府見解を作られた元法制局長官は、この見解の中には集団的自衛権は含まれていないと国会で発言をしています。そのことも謙虚に受け止められた方がいいと思うんですが。

この砂川判決について、昨年、公明党の山口代表は、自衛隊が合憲、違憲かという論争の中で下

された判断であり、集団的自衛権を視野に入れた判決ではないと発言しています。また、今年六月の自民党ホームページにアップされた谷垣幹事長記者会見では、砂川判決自体は集団的自衛権といふようなことには言及していない、つまり、そういう基本的な論理の中に立っているのだと私は理解しておりますと発言されています。

私、これは山口代表、谷垣幹事長の良識だと思います。それでも、政府としての見解は砂川判決に集団的自衛権は含まれるということによろしいですか。

○国務大臣（菅義偉君） 砂川事件の判決というものは、我が國自衛のための措置をとり得ることを明らかにしているというふうに思つております。これは、昭和四十七年の政府見解の基本的論理において、自国の平和と安全を維持しその存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているということは到底解されないということと軌を一にしているというふうに思つています。

○蓮舫君 なかなかかみ合わなくて非常に残念なんですが、ただ、最高裁判決を尊重するという考え方と共に共有して同じ立場に立つて言いますと、安保法案を無理やり最高裁判決、過去のものに合憲と合わせるのではなくて、その前にやるべきこととしては、違憲状態と断じられた参議院の一票の格差、選挙制度改革、これをなぜ行わないんです

か。違憲状態と最高裁から言われているものをまず正した上で今の安保法案は過去の最高裁の判决に沿つているとと言うのであればいいけれども、都合のいいところだけ最高裁判決を持つて、自分たちに都合の悪いところ、自民党から参議院の選挙制度改革の提案はいまだなされていません。最高裁からは来年の夏が时限だと言わわれているにもかかわらず、動きが全くありません。ダブルスタンダードではないでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） それは全く違うと思います。いずれにしろ、我が党の、それぞれの政党の、各党会派でこれは決める問題だというふうに思ひます。（発言する者あり）

○蓮舫君 議長があっせんを放棄をいたしました。私は、議長の権威を高めるのであれば、議長は最後まであっせんをする努力をするべきだと思ひます。改めてやじに答えましたけれども、この部分の最高裁の考え方のダブルスタンダードは、政府として私はおかしい思つています。

昨日、日弁連の安保法制反対の集会に初めて参加をしたという村上誠一郎代議士と出会いました。村上先生はその場で、学者の違憲と言ひのを自民が無視するのは余りにも傲慢だ、自民は世論をばかりしていると、非常に正しい指摘をしていました。こういう声が自民党から広がらないのも私は非常に残念です。

時間がなくなりました。最後にお伺いします。

二〇二〇年、東京オリンピック・パラリンピック、新国立競技場は予定どおりにできますか。

○国務大臣（菅義偉君） これは、私たち、世界の中で東京オリンピック・パラリンピックを招致しておりますので、責任を持って予定どおりにそれは竣工させるというは当然のことだと思っております。

○蓮舫君 二〇一三年十一月、政府は新国立競技場の解体と本体工事で千六百二十五億と試算をしました。あれから二年近くがたちます。今年の三月に国立競技場を保有するJSCにプロポーザル契約をしたゼネコン二社から新たな見積り、つまり、安倍内閣になってから財政出動は公共事業に物すごく大量にしていますので、今、資材も人件費も高騰して、被災地では入札不調ということも起きて、いろんな影響が出ていますが、建設市況は毎月毎月上がっています。このゼネコンの見積りによって千六百二十五億は幾らになりましたか。

○国務大臣（菅義偉君） まず、この競技場でありますけれども、文部科学省において独立行政法人の日本スポーツ振興センターと整備計画を進めしており、二〇一九年のラグビーワールドカップの開催に間に合うようになりますように竣工させるというふうに報告を受けています。

また、総工費については、現在、日本スポーツ振興センターにおいて精査中であって、今後、工事調達の手続を踏まえて適切な時期に公表されるだろうというふうに思います。

○蓮舫君 その総工費が膨れているから恐らく公表できない。三千億に行っているという情報もあります。その中で、総工費が膨れる、工期が遅れるから、屋根は先送り、椅子は自動式から手動にして仮設にする、まだ見直しもしている。どこまで本来の約束と違う新国立競技場を造るうとしているのか心配でならないから情報を出してくださいと何度も出てこないんです。

しかも、その上で、情報どころか積算根拠もないままで添東京都知事に下村文科大臣は五百八十億の請求書をお渡ししたと聞きますが、これ根拠はあるんですか。

○国務大臣（菅義偉君） 詳細について私は承知はしていませんけれども、少なくとも文部科学省においてこの日本スポーツ振興センターと整備計画を進めておるわけですから、それは下村大臣の責任の下にしっかりと対応するというふうに考えております。

○蓮舫君 下村大臣は東京都が負担するための根拠法を準備すると会見で言いました。これは本当に間に合うように竣工させるというふうに報告を受けています。

○蓮舫君 いずれにせよで丸投げしないでください。だから、縦割りで、ばらばらで、情報が五百八十億の根拠、いわゆる積算も示されていない、法的根拠もない。そして今、下村大臣と舛添都知事は相当けんかしていますよ。恥ずかしいぐらい

振興センターにおいて精査中であって、今後、工事調達の手続を踏まえて適切な時期に公表されるだろうというふうに思います。

○蓮舫君 その総工費が膨れているから恐らく公表できない。三千億に行っているという情報もあります。その中で、総工費が膨れる、工期が遅れるから、屋根は先送り、椅子は自動式から手動にして仮設にする、まだ見直しもしている。どこまで本来の約束と違う新国立競技場を造るうとしているのか心配でならないから情報を出してくださいと何度も出てこないんです。

○国務大臣（菅義偉君） いずれにしろ、責任を持つてこの施設については下村大臣がやられるというふうに考えています。

○蓮舫君 今の地方財政法では、国立の施設に地方自治体が経費負担をする」とは原則禁止なんですね。恐らく下村大臣はこのことを言っているんだと思うとしますけれども、これをやるのであれば、憲法九十五条で言うと住民投票を行わなきやいけない。そこまでの覚悟を持つておやりになるんでしょうか。

○国務大臣（菅義偉君） いずれにしろ、この問題は下村大臣の下で行っていますので、詳細については是非下村大臣が、いろんな機会があるんでしようから聞いていただきたいというふうに思います。

ただ、私どもが聞いておりますのは、二〇一九年のラグビーワールドカップの開催に間に合うよう竣工をさせる、そして文部科学省において東京都と調整を行っている、ここについては私は報告を受けています。

○蓮舫君 いずれにせよで丸投げしないでください。だから、縦割りで、ばらばらで、情報が五百八十億の根拠、いわゆる積算も示されていない、法的根拠もない。そして今、下村大臣と舛添都知事は相当けんかしていますよ。恥ずかしいぐらい

だから、この部分でいうと、負担をするのは東京都民なんですから、都民が納得する積算根拠を

ちゃんと示していただきたいし、千六百二十五億の新国立競技場の建設費は国民が税金で負担をします。これが一千五百億、三千億に膨れているの

であれば、国民に納得してもらわないと、ここはもう進まない。だけど、国立競技場、もう壊しちやつてているんですよ。だから、もっとちゃんと説明をしていただかないと。

しかも、コンパクトオリンピックで半径八キロメートルと言っていたものが、予算が膨れるから

ということで、九百億予算削減のために、仮設で行おうとしていた競技を首都圏に点在させて、ある施設にばらまくようになりました。そのことに

よって、もうコンパクトオリンピックの理念もかなぐり捨てました。

ならば、五輪が提案をしている金の掛からない五輪をやるというのであれば、この新国立競技場ももう一回見直して、これ楳文彦さんという有名な建築デザイナーが、巨大アーチ二つをやめて、屋根をやめたら一千億でできる、工期も間に合う、物すごい建設的な提言をしていますが、見直しをする機会を持つていただけませんか。

○国務大臣（菅義偉君） これについては下村大臣の責任の下でやっておりますので、間に合うようしつかり説明をさせていただいて、建設が行

われるだらうというふうに思います。

○蓮舫君 官房長官の調整機能を投げ捨てたようなその答弁は、やっぱり納得できません。

下村大臣は政治と金の問題でも 국민に不信を買つてます。この方が本当に、私は、新国立競技場のここまで予算が膨れ上がって、工期が延びて、そして組織委員会からクレームを付けられ

て、その調整ができるとは到底思えない。改めてこの問題をまた質問させていただきます。

ありがとうございました。

○委員長（大島九州男君） 本日の調査はこの程度にとどめます。

○委員長（大島九州男君） 次に、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。山谷国家公安委員会委員長。

あります。

その二は、一定の場合を除き、ナイトクラブ等の客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を風俗営業から除外し、そのうち客に酒類を提供するものについては、都道府県公安委員会の許可を受けた場合には、特定遊興飲食店営業として深夜においてもその営業を営むことができる」とするものであります。

その三は、ダンスホール等の客にダンスをさせることによる営業を本法による規制から除外することとする

この法律案は、最近における風俗営業の実情及びダンスをめぐる国民の意識の変化等に鑑み、客にダンスをさせる営業の一部を風俗営業から除外するとともに、設備を設けて深夜においても客に備についてであります。

第二は、特定遊興飲食店営業に関する規定の整

遊興をさせ、かつ、客に酒類の提供を伴う飲食をさせる営業について新たに許可制度を設けるほか、風俗営業の営業時間の制限について条例により緩和することができる範囲を拡大すること等をその内容としております。

以下、各項目ごとにその概要を御説明いたしました。

第一は、客にダンスをさせる営業に係る規制の見直しについてであります。

その一は、キャバレー等の客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる営業について、料亭等の客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業に含めて規制することとするものであります。

その二は、一定の場合を除き、ナイトクラブ等の客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を風俗営業から除外し、そのうち客に酒類を提供するものについては、都道府県公安委員会の許